

第21回 総会議事録

1 開催の日時 平成31年3月28日(木) 午後2時00分～午後3時15分

2 開催の場所 松江市市民活動センター 5階 506研修室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第119号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第120号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第121号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第122号 非農地確認について

議 第123号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第124号 平成31年度松江市農業委員会事業計画の決定について

報告第41号 会長専決処分の報告

報告第42号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(17名) 欠席委員(1名)

1番 宮廻 彰夫 (出)	2番 富士本 数彦 (出)	3番 高橋 裕典 (出)
4番 青砥 芳美 (出)	5番 磯部 美津子 (出)	6番 勝田 達雄 (出)
8番 永江 りえ (出)	9番 矢野 秀行 (出)	10番 清水 秋廣 (出)
11番 足立 裕子 (出)	12番 吉岡 雅裕 (欠)	13番 榎原 篤 (出)
14番 渡部 文明 (出)	15番 吉岡 幸雄 (出)	16番 岸本 定朝 (出)
17番 浅野 真治 (出)	18番 古藤 一郎 (出)	19番 三島 進 (出)

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	豊島 耕	農地係副主任	成瀬 夏希
農地係長	浅野 剛志	農地係副主任	高尾 祥和
農地係主幹	大田 和孝	農地係主事	伊藤 謙
農地係主任	野津 慎一		

6 会議内容

議

長

定刻になりました。

それでは、ただ今から第21回松江市農業委員会総会を開会します。

最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、12番の吉岡雅裕委員から提出されています。現に在任する委員の数、18名のうち、17人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。

次に、本日の議事録署名委員を指名します。5番の磯部委員、6番の勝田委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の成瀬副主任と伊藤主事にお願いします。

それでは、議第119号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

事

務

局

(議案朗読)

それでは、議第119号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は4件9筆で、いずれも所有権移転の案件です。

それではまず、62番の案件からご説明します。申請は、竹矢町の田2筆と畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。

譲受人の世帯は、トラクター、耕運機等の農業用機械を所有、リースされております。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、63番の案件についてご説明します。申請は、東津田町の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人の要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、申請地が自作地に囲まれており耕作に便利なためです。譲受人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、64番の案件についてご説明します。申請は、西忌部町の田4筆、内1筆現況畑を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、市外在住で管理困難なためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、申請地が自宅から近く耕作に便利なためです。譲受人は、トラクター、田植え機、バインダー等の農業用機械を義理の父から借りられます。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に、65番の案件についてご説明します。申請は、八雲町西岩坂の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、経営規模縮小のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植え機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議

長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

1

7

番
委
員

17番委員です。3月15日に2班で担当させていただきました。当日は2班全員

で現地調査をおこないました。まずこの中で63番でございますが、車が通らないような場所でございます、これだけは現地調査を行っておりません。事務局で用意していただきました写真等見まして判断をしたところでございます。ここはもともと賃借権が設定されておったところでございます、そのまま小作人さんが取得されるというところでございます。あと64番でございますけれども、これは新規就農者ということでございます。説明資料の地図を見られますと左上のところに建物の図がありますけれどもこの古民家を一緒に購入されてこの土地と合わせて新規就農されるということでございます。あとは、事務局の説明のとおりいずれの案件も何ら問題ないと判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

18番委員 18番委員です。3条の63番でございますが、この案件の売買価格はどうなっておりますか

事務局 売買価格は、1筆で約●●●円です。

18番委員 わかりました。

6番委員 6番委員です。65番ですが所有権移転は農地の一部となっておりますが残りの部分を持ち主はどうされるのかご説明をお願いいたします。

事務局 地図だと畔が書いてなくわかりづらいのですが、実は筆は分かれておりまして、筆の内一部を所有権移転するというものではなく、筆全体を所有権移転する案件です。

6番委員 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。

議第119号について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第119号については、原案のとおり許可することに決めます。

次に、議第120号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案朗読)

それでは、4条の29番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は秋鹿町の1筆です。都市計画区分は都市計画区域外です。農地区分は2種農地と判断いたしました。転用目的は宅地拡張および小屋です。転用面積、所要面積ともに112㎡です。事業内容ですが、申請地に昭和20年頃に小屋を設置し、住宅敷地の一部として使用していたもので、追認の案件になります。なお、転用時期が70年以上も前であること、また、故意に転用されたものではないと思われまことから、始末書の提出までは求めないものと判断いたしました。その他詳細については、記載のとおりです。

つづいて、4条の30番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は西谷町の1筆です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は2種農地と判断いたしました。転用目的は墓地の移設です。転用面積は、663㎡のうち9㎡で、所要面積も9㎡となります。事業計画ですが、申請地を造成し、現在は奥まった場所にありますお墓を移設するものです。その他詳細・資金計画については、記載

のとおりです。

次に4条の31番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は山代町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。転用目的は駐車場、法面です。転用面積は202㎡、所要面積も同様の202㎡です。事業計画ですが、申請地を昭和40年代から駐車場として使用していたもので、追認案件となることから始末書が提出されています。事業の詳細につきましてはご覧のとおりです。

つづいて、4条の32番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町名分の2筆です。都市計画区分は都市計画区域外です。農地区分は2種農地と判断いたしました。転用目的は墓地の移設および通路です。転用面積、所要面積ともに13.12㎡となります。事業計画ですが、申請地を造成し、現在は傾斜地にありますお墓を移設するものです。その他詳細・資金計画については、記載のとおりです。

次に、4条の33番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は島根町多古の1筆です。都市計画区分は都市計画区域外です。農地区分は2種農地と判断いたしました。転用目的は公衆用道路です。転用面積、所要面積ともに131㎡となります。事業計画ですが、申請地南西にありました畜産場への進入路として使用していたもので、追認案件となります。なお、国土地理院の航空写真によりまして、昭和50年にはすでに進入路として使用されていることが確認ができますこと、また故意に転用されたものではないと思われまますことから、始末書の提出までは求めないものと判断いたしました。その他詳細については記載のとおりです。

次に4条の34番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町東来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。転用目的は進入路です。転用面積は113㎡、所要面積も同様の113㎡です。

事業計画ですが、申請地を15年程前から自宅への進入路として使用していたものです。また、この度隣接地への住宅建築にあたり、改めて整備するものです。追認案件となることから始末書が提出されております。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました4条6件につきましては、農地法第4条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

それでは現地調査班からの報告をお願いします。

17番委員です。同じく3月15日に現地調査をおこないました。このなかで30番と32番につきましては墓地でございますので写真を見て判断をさせていただきました。それでは、まず29番でございますが説明にあったとおり、昭和20年ごろからということ、故意にやったものではないということで許可相当と判断いたしました。それから31番でございますが。この地図を見られますと、●●さんという方の家の周りぐるとされておりますが、おそらくですが●●さんがこの家を買われるときにこのまわりのところだけ残されたのではないかと思います。というのもここは法面になっておりまして、名目上農地となっておりますが実際は農地としての利用が難しいところでございます。あとは事務局の説明のとおりでございます。33番でございますが、こちらも追認案件ではございますが、周りに農地もなく他に与える影響もなく許可相当と判断いたしました。34番でございますけれども、これも追認案件では

議 長
17番委員

議	長	<p>ございますがこれも周囲に他人の農地はなく、悪い影響を与えることもないので許可相当と判断いたしました。</p>	
議	長	<p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>	
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。</p> <p>本案件は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。</p> <p>議第120号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>	
事	務	局	<p>ご異議なしということですので、議第120号は、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に、議第121号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>それでは、5条の97番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の3筆です。都市計画区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は2種農地と判断いたしました。転用目的は建売住宅です。転用面積、所要面積ともに1,135㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが申請地を造成し、建売住宅4棟を建築するものです。建築面積は4棟すべて77㎡で、それぞれ2台分の駐車スペースを確保するものです。その他詳細・資金計画については記載のとおりです。</p> <p>5条の98番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の1筆です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は土地改良事業により公共投資の対象となった農地であることから1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整は、平成30年11月に農振除外決定済みとなっております。転用目的は分家住宅です。許可該当条項は不許可の例外であります、施行規則第33条第4号の集落接続に該当いたします。転用面積、所要面積ともに330㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、分家住宅を建築するものです。建築面積、64.38㎡、2台分の駐車スペースを確保する計画です。その他詳細・資金計画については記載のとおりです。</p> <p>5条の99番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は大庭町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。転用目的は駐車場です。転用面積は175㎡、所要面積も同様の175㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地の隣接地にある祖母宅に同居するにあたり、申請地を造成し、駐車場を整備するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>5条の100番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。</p> <p>転用場所は宍道町白石の合計2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他区域です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。転用目的は駐車場です。</p> <p>転用面積は406㎡、所要面積も同様の406㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地に隣接する住宅を購入するにあたり、申請地を駐車場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>5条の101番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。</p>

転用場所は八束町波入の1筆です。都市計画区分は都市計画区域外です。農地区分は2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整は、平成30年11月に農振除外決定済みとなっております。転用目的は事業用倉庫および駐車場です。転用面積、所要面積ともに272㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、事業用倉庫および事業車両の駐車場として使用するものです。プレハブ倉庫1棟40㎡および事業用車両駐車スペースとして5台分を確保するものです。その他詳細・資金計画につきましては、記載のとおりです。

5条の102番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は大庭町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は農用地区域内農地で、土地利用計画との調整も同様です。転用目的は資材及び残土置き場です。転用面積は1,263㎡、所要面積も同様の1,263㎡です。

許可該当条項は農地法施行令第10条第1項第1号で、農用地区域内で一時転用を行う場合の不許可の例外に該当します。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を、県発注の道路拡幅工事に伴う資材及び残土の置き場として一時転用するもので、一時転用期間は平成32年3月末までです。工期の延長による再申請ですが、今回の申請により一時転用期間が通算3年間となるため、再度の延長は認めないこと、必ず農地に復旧することを事業者を確認しております。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の103番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀本郷の1筆です。都市計画区分は都市計画区域外です。農地区分は2種農地と判断いたしました。転用目的は専用住宅です。転用面積、所要面積ともに271㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが申請地を造成し、専用住宅を建築するものです。建築面積63.25㎡、4台分の駐車スペースを確保するものです。その他詳細・資金計画については、記載のとおりです。

5条の104番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりで、借人は貸人の娘夫婦です。転用場所は宍道町東来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。転用目的は個人住宅です。転用面積は323㎡、所要面積も同様の323㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、個人住宅を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました5条8件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長
17番委員

それでは現地調査班からの報告をお願いします。

まず、番号98番と101番でございますけれども、この二つは昨年の農振除外の折に調査しておりますので、今回は、調査をしておりません。これ以外に関しても事務局の説明のとおりでございます。周りの農地に影響を及ぼす事もなくすべて許可相当であると判断いたしました。

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。

はじめに、本案件のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号98

番以外の案件について採決いたします。

議第121号のうち、番号98番以外の案件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第121号のうち、番号98番以外の案件については、原案のとおり許可することに決めます。

次に、本案件のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号98番について、採決いたします。

議第121号の番号98番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第121号の番号98番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。

次に、議第122号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案朗読)

議題122号非農地確認についてご説明いたします。議案と『非農地確認について』の説明資料を併せご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は4件9筆です。

それでは、番号19番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、上宇部尾町の市街化調整区域、農用地区域外の畑4筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、朝酌上宇部尾線から上宇部尾嵩3号線を北に約100メートル進みそこから上宇部尾嵩2号線をさらに西に約100メートル進んだ地点の北西に位置する4筆で、昭和47年ごろから後継者がいないため耕作放棄されており、現在は雑木等が繁茂し周囲の山林と一体化しており今後農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、古藤一郎農業委員です。

次に、番号20番の案件についてご説明いたします土地の所在は、美保関町七類の都市計画区域外、農用地区域外の畑1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明いたします。申請地は、県道37号線から七類宇井線を南に約120メートル進んだ地点の西側に位置しており、昭和40年ごろから耕作に不便なため耕作放棄されており、現在は竹や雑木等が繁茂しており今後農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、松本喜次農地利用最適化推進委員です。

次に、番号21番の案件についてご説明いたします土地の所在は、西谷町の市街化調整区域、農用地区域外の畑2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明いたします。申請地は、西谷峰垣線から西谷中古志線を南に約60メートル進みそこから分岐する道をさらに約90メートル進んだ地点の東側約50メートルの地点に位置する2筆で、昭和30年頃から耕作に不便なため耕作放棄されており、現在は雑木等が繁茂し周囲の山林と一体化しており今後農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、吉岡雅裕農業委員です。

最後に、番号22番の案件についてご説明いたします土地の所在は、西谷町の市街化調整区域、農用地区域外の畑2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明いたします。申請地は、西浜佐陀西谷線と古志大野線との丁字路の北北東に位置する2筆で、農地法の施行された昭和27年以前の昭和初期から現在まで宅地として利用されています。農地法施行以前から宅地として利用されていたかの確認は、

国土交通省の機関である国土地理院の昭和22年時点の航空写真を添付してもらいそちらで確認しております。現地確認委員長は、吉岡雅裕農業委員です。なお、21番と22番は申請者が同一ですが、耕作放棄による非農地と、農地法施行以前からの転用ということで2つに分けてもらっています。

以上、ご報告しましたとおり、19番から21番は、当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、22番については、農地法施行以前からの転用が確認できており、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。説明は以上です。

議長 それでは、現地確認を行った農業委員からの報告をお願いします。まずは、18番委員から、報告をお願いします。

18番委員 3月6日雨の中、事務局と私と申請人と4人で現地確認を行いました。この申請地は完全に山の中でどこが畑だったかわからない状態でした。あとは事務局が報告したとおりです。

議長 ありがとうございます。次は、推進委員確認分なので、現地確認を行った事務局職員からの報告をお願いします。

事務局 番号20番の案件ですが、3月12日に申請者の立ち合いの下、松本喜次農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、54年前ごろからすでに耕作に不便なため耕作放棄されており、現在は雑木、竹等が繁茂し、周囲の山林と一体化しており今後耕地としての再生は困難な状況です。

議長 はい、次は、現地確認を行った農業委員が12番委員ですが、本日は欠席ですので、現地確認を行った事務局職員から21番と22番の報告をお願いします。

事務局 番号21番の案件ですが、3月19日に申請者代理人の立ち合いの下、吉岡雅裕農業委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、64年前ごろからすでに耕作に不便なため耕作放棄されており、現在は雑木等が繁茂し、周囲の山林と一体化しており今後耕地としての再生は困難な状況です。

最後に番号22番の案件ですが、3月19日に申請者代理人の立ち合いの下、吉岡雅裕農業委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和22年時点からすでに宅地として使用されており、現在も宅地として利用されております。

議長 はい、事務局職員からの報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ただいまの事務局からの説明と、農業委員及び職員からの現地確認報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決します。議第122号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第122号は原案のとおり確認することに決めます。

次に議第123号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案朗読)

それでは議123号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいたします。

はじめに始めに農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。所1

は、大庭地区、畑1筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があり、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。

続いて所2は、畑3筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があり、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。

続いて農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。まず利1から利2は大野地区の更新案件です。利3から利4は秋鹿地区の新規案件です。利5は古江地区の更新案件です。利6から利7は朝酌地区の案件で、このうち利7が新規の案件です。利8から利22は本庄地区の更新案件です。利23から利26は竹矢地区の更新案件です。利27から利34は大庭地区の案件で、このうち利30から利34が新規の案件です。利35から利39は忌部地区の更新案件です。利40は島根地区の更新案件です。利41から利45は鹿島地区の案件で、このうち利41・利42・利45が新規の案件です。利46は東出雲地区の案件で、一部が新規の案件です。利47から利51は八雲地区の案件で、このうち利47が新規の案件です。利52から利58は玉湯地区の更新案件です。利59と利60は宍道地区の新規案件です。利61から利80は八束地区の案件で、このうち利61・利72から利80が新規の案件です。

以上、今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田151, 936㎡、畑28, 211㎡、合計面積180, 147㎡となります。

続きまして、利用集積計画の転貸契約についてご説明します。始めに転1は秋鹿地区、JA転貸の新規案件です。転2から転5は大野地区、JA転貸の新規案件です。転6と転7は秋鹿地区、JA転貸の更新案件です。転8から転15は大野地区、機構転貸の新規案件です。転16から転39は古江地区、機構転貸の更新案件です。転40から転42は古江地区、JA転貸の更新案件です。転43と転44は生馬地区、JA転貸の案件で、このうち転44が新規の案件です。転45から転57は生馬地区、機構転貸の案件で、このうち、転47・転49の一部・転50・転52・転54と転55が新規の案件です。転58と転59は朝酌地区、機構転貸の案件で、転58が新規の案件です。転60から転62は持田地区、機構転貸の案件で、このうち転62が新規の案件です。転63は持田地区、JA転貸の新規案件です。転64は持田地区、機構転貸の更新案件です。転65から転71は新庄地区、機構転貸の案件で、このうち転65の一部から転71が新規の案件です。転72から転74は竹矢地区、JA転貸の案件で、このうち転72と転73が新規の案件です。

転75と転76は竹矢地区、機構転貸の新規案件です。転77は忌部地区、JA転貸の新規案件です。転78は鹿島地区、機構転貸の新規案件です。転79から転81は東出雲地区、機構転貸の案件で、このうち転79と転80が新規の案件です。転82は八雲地区、機構転貸の新規案件です。転83から転85は宍道地区、機構転貸の新規案件です。

以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田258, 044㎡、畑12, 958㎡、合計面積271, 002㎡となります。以上で説明を終わります。

説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議

長

議	長	(なしの声)
		ないようでございますので、採決いたします。議第123号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第123号については、原案のとおり決定することに決します。
		次に議第124号「平成31年度 松江市農業委員会事業計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは、平成31年度松江市農業委員会事業計画についてご説明いたします。31年度の農業委員会関係予算が56ページ、事業計画の案が57ページでございます。
		まず31年度の予算をご覧ください。歳入・歳出でございますが、この内容につきましては、この度の2月議会に提出いたしまして、議会のほうでも議決いただいております。30年度と31年度の予算を比較した増減額のところで、歳出の職員人件費のほうが大きく増減しておりますが、職員の人件費のことになり、この点につきまして、職員厚生課に確認しましたが、来年度は、職員の人件費は確保されることを確認しております。
		それ以外のところでございますが、農地制度実施円滑化事業費をご覧ください。こちらについては利用状況調査にかかる費用を主にみておりますが、こちらのほうが年々国からくる補助金の方が減っておりますので、その関係で予算も減っております。
		次に事業計画の案でございますが、平成29年7月に農業委員会の体制も変わりました。平成29年から引き続き最適化マニュアルに基づき、委員さん推進委員さんともに活動していただいております。また、毎年地区別ごとに計画方針を立てて地区別会議を開催しております。夏ごろの利用状況調査もございまして、遊休農地、耕作放棄地の解消に努めておられますので、引き続き同じような内容を計画として掲げさせていただきます。詳細はご覧いただけますようよろしく願いいたします。
議	長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第124号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第124号は原案のとおり決定することに決します。
		次に、報告に入ります。報告第41号「会長専決処分の報告」、報告第42号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
		(報告)
議	長	報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。
		以上で議事を終了しましたので、第21回松江市農業委員会総会を閉会いたします。